

（趣旨）

第1条 この要綱は、予防接種の対象者が、やむを得ない事情により、県外の市町村と予防接種に関する委託契約を締結している医療機関等において予防接種を受けた場合、その費用の全部または一部を償還するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる予防接種）

第2条 償還払の対象となる予防接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種及び法第6条第1項の規定による臨時の予防接種とする。

（対象となる者）

第3条 償還払を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、前条に定める予防接種の接種時において本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、対象者が未成年又は成年被後見人である場合は、対象者の親権を行う者、後見人又はこれに準ずる者で、現に対象者を監護する者とする。

- (1) 母親の里帰り出産、両親の離婚調停中等の理由により、県外に事実上居住するとき
- (2) 県外施設への入所等の理由により県外に事実上居住するとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるとき

（予防接種依頼書）

第4条 この要綱の規定により償還払を受けようとする者は、予防接種を受ける前に『予防接種依頼書』発行申込書により市長に予防接種依頼書の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申し込みがあつたときは、その内容を審査し、芦屋市予防接種実施依頼書を交付するものとする。

（償還払）

第5条 償還払を受けようとする者は、予防接種費償還払請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 接種した医療機関等の領収書の原本（第2条に規定する予防接種と分かるもの。）

(2) 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証等）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定による請求は、接種日から起算して1年以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求にかかる金額を償還するものとする。

（償還払の額）

第6条 償還払の額は、第2条に規定する予防接種に実際に要した費用と市と委託医療機関との間で締結されている契約（以下「委託契約」という。）に基づく予防接種の費用のいずれか少ない額とする。

2 前項の委託契約に基づく予防接種の費用は、予防接種を受けた年度の委託契約に基づく予防接種の費用とする。

（決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により償還払を受けた者があったときは、その決定を取り消し、その者から当該償還払額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。